

仙台市宮城野区公告 第 61 号

別紙に掲げる者に対する後期高齢者医療に係る通知については、その送達を受けるべき者の居所が明らかでなく、送達できないため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条が準用する地方税法第20条の2及び仙台市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、仙台市宮城野区保健福祉センター保険年金課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和 8年 7月 14日

仙台市宮城野区長 高島 秀一

別紙

R8 宮保第 6 0 9-4 号

(担当課：宮城野区保険福祉センター保険年金課)

[illegible]